

学費返還に関する規定

本学（東京アジア学友会）における学費の取扱いについては、以下のとおり定めます。

第1条（学費の納付と返還に関する事項）

1. 入国前に入学を本人都合により辞退した場合
 - （1）授業料のみ返還する。
 - （2）入寮を希望していた場合、別途入寮契約に基づいて返還を行う。
2. 入国前に査証不許可により辞退した場合、入学選考料や入学金を除いて返還する。
3. 留学査証（留学ビザ）取得後、入学前に入学辞退を申し出た場合であっても、入学選考料、入学金および最初の6か月分の授業料については、理由の如何を問わず返還いたしません。
4. 入学後3か月未満で自己都合により退学する場合は、退学願の受理日以降の初年度の後年度の授業料の80%を返還します。ただし、返還にあたっては事務手数料33,000円（税込）を控除します。
5. 入学後6か月以上在籍した学生が自己都合により退学する場合は、初年度に納入した学費（入学選考料、入学金、授業料その他納付金を含む）は一切返還いたしません。
6. 日本の法令違反、校則違反その他本校が除籍相当と判断した場合は、納入済みの学費は返還いたしません。
7. 前各号に定めるもののほか、学費の返還については本校の学則および諸規程に従うものとします。
8. 納付金の返納は、原則、学期ごとに行う。また、納付金等の返納の際にかかる振込手数料は、受取人の負担とする。
9. 次年度以降の学費については、在籍継続の意思を確認のうえ、請求書に基づき所定の期日までに納入するものとする。

第2条 次年度学費の返還申請要件

在籍者が次年度分の学費を納入した後、以下のすべての条件を満たす場合に限り、学費の一部返還を申請することができる。

（1）就職内定取得した場合 ①～④まで全部当てはまること

- ①日本の企業等から内定を取得し、入社日および在留資格変更申請の準備が整っていること
- ②申請時およびビザ審査期間中の出席率が単月・全体ともに90%以上であること
- ③日本語能力試験（JLPT）N2相当以上、またはJTEST（Cレベル）以上の合格証明書を有すること
- ④日本国内で法令や校則に違反しておらず、在学中の学習態度が良好であること

（2）学生本人が日本国内の学校へ入学を許可されたとき

進学先より「入学許可書」を提出しなければならない。

（３）取得した在留カードが無効となったことを本校が確認したとき

出国際に、穴が明けられた無効となった在留カード及び出国日の分かるパスポートのページを本校に提出しなければならない。

（４）在留資格変更を完了したとき

在留資格変更後に取得した新規の在留カードを本校に提出しなければならない。

第3条 返還の対象外

1. 日本の法律または本学の校則に違反し、懲戒退学となった者については、学費を返還しない
2. 天災、本校の責めによらない事由により長期間授業ができない場合であっても、納付金等は返納しない。

第4条 返還額および手続き

1. 返還は、在留資格変更申請後、新たな在留資格が許可され、その交付が行われた月の翌月以降の授業料について行う。
2. 返還申請の時期が、学期終了の3か月前を切っている場合は、返還を認めない。
3. 返還を希望する者は、所定の「学費返還申請書」を提出しなければならない。
4. 申請書受理後、1か月以内に指定口座へ返還する。なお、返還に伴う振込手数料は申請者の負担とする。

東京アジア学友会

〒343-0836 埼玉県越谷市蒲生寿町 3-33

TEL : 048-961-6281